

## 松江市チャレンジショップ事業費補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 28 日

松江市告示第 77 号

(趣旨)

第 1 条 市の交付する松江市チャレンジショップ事業費補助金については、松江市補助金等交付規則(平成 17 年松江市規則第 48 号)及び島根県地域商業等支援事業費補助金交付要綱(平成 27 年 3 月 27 日中小第 1034 号島根県商工労働部長通知。以下「県要綱」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する事業者であつて、市内に本店登記又は主たる事業所を有するものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。
  - ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者
  - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者
  - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者
- (2) 個人 補助金の交付を受けようとする時点で事業を営んでいない個人をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額、終期及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市チャレンジショップ事業費補助金
補助金交付の目的	経済状況の悪化や店主の高齢化、後継者不足などにより地域の商業機能が失われつつある現状を踏まえ、地域商業の活性化、商業機能の維持・向上に繋がる取組を支援することによって地域経済の活性化と商業の振興に寄与することを目的とする。
補助金交付の対象である事業の内容	次に掲げる地域において、商業活性化を図るために必要な業種について、空店舗等への出店を誘致し、当該空店舗等に出店した事業者(以下「出店者」という。)がチャレンジショップとして運営する事業 <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 3 期松江市中心市街地活性化基本計画で設定された区域内</li><li>(2) 県要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、市が毎年度県に届け出る商業等振興区域内</li></ol>
補助対象経費	チャレンジショップの運営に要する次に掲げる経費(消費税及び地方消費税分を除く。)。ただし、他団体の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象とする。 <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 家賃</li><li>(2) 広告宣伝費</li><li>(3) 改修費</li></ol>
交付の率又は	補助金の額は、補助対象経費に交付の率を乗じて得た額を合算した額

金額	(1 出店者当たり 1 年度 150 万円を上限とする。1,000 円未満切捨て)とし、補助対象経費それぞれの交付の率及び上限額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める率及び額とする。 (1) 家賃 交付の率は 2 分の 1 とし、上限額は 1 か月当たりの上限額 6 万円に 12 月を乗じて得た額 (2) 広告宣伝費 交付の率は 2 分の 1 とし、上限額は 20 万円 (3) 改修費 交付の率は 2 分の 1 とし、上限額は 150 万円
終期	令和 6 年 3 月 31 日
補助事業者の範囲	補助対象となる地域への出店計画を有する中小企業者又は個人とする。ただし、補助初年度の交付申請の時点で市税を滞納していない者に限る。

(雑則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 16 日松江市告示第 40 号)

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱により交付決定された平成 29 年度に継続して行われる事業に係る同年度の補助金については、なお従前のとおりとする。

附 則 (平成 30 年 3 月 29 日松江市告示第 121 号)

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日松江市告示第 118 号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 31 日松江市告示第 193 号)

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日松江市告示第 198 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日松江市告示第 201 号)

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 3 月 31 日松江市告示第 187 号)

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。